

日本振興銀行株式会社の前経営者に対する責任追及訴訟の控訴審判決について

平成 29 年 9 月 27 日
株式会社整理回収機構

1. 本日、東京高等裁判所第 17 民事部は、日本振興銀行株式会社（以下「日本振興銀行」という。）の前役員に対して提訴した損害賠償請求訴訟の控訴審において、前役員及び当社の控訴をいずれも棄却し、前役員に約 37 億 5693 万円の支払を命じた第一審判決を支持する判決を言い渡した。

この損害賠償請求訴訟は、日本振興銀行が、株式会社 SFCG（以下「SFCG」という。）から合計約 460 億円の商工ローン債権を買い取るに当たり、買取債権はその回収可能性に相当程度疑念を生じさせる状況にあったにもかかわらず、当時同銀行の役員であった被告 7 名が、買取債権についてデューデリジェンスが行われていなかったこと及びその信用力に依拠した SFCG の経営状態が極めて危険な状態にあったことを認識しながら、確実な担保を徴求するなど相当の措置を講じることもなく、これを額面金額で買い取ることを漫然と承認したことにより、その相当部分を回収不能にさせ、同銀行に損害を与えたとして、同銀行から損害賠償請求権を譲り受けた当社において、会社法 423 条 1 項の任務懈怠責任に基づく損害賠償の一部として 50 億円を請求したものである。平成 28 年 9 月、第一審の東京地方裁判所は、すでに請求を認諾した 3 名及び裁判上の和解が成立した 3 名を除く前役員 1 名に対し、当社の請求を概ね認めて約 37 億 5693 万円の支払を命じる判決を言い渡し、前役員と当社の双方が控訴していた。

2. また、東京高等裁判所第 17 民事部は、上記損害賠償請求訴訟と併合審理された、前職員の元妻及び実弟に対する詐害行為取消訴訟の控訴審において、当社の請求を全面的に認め、元妻に対し 2 億円の支払を命じるとともに、実弟の控訴を棄却する判決を言い渡した。

この詐害行為取消訴訟は、日本振興銀行の前職員が、離婚に伴う財産分与等の名目で元妻に対して行った合計 2 億円の資金移動と、実弟に対して行った株式代金 1 億 6250 万円の支払が、いずれも民事責任の追及を逃れるために行われた財産隠匿行為であるとして、当社において、元妻及び実弟を被告として、各金員全額の返還を求めたものである。第一審では、元妻については当社の請求を概ね認めて 1 億 8684 万円の支払を、実弟については当社の請求を全面的に認めて 1 億 6250 万円全額の支払をそれぞれ命じる判決が言い渡され、元妻と実弟がそれぞれ控訴し、元妻との関係で当社が附帯控訴していた。

以上